

一般道路の規制速度決定の考え方

一般道路の規制速度について、警察庁では、

○ 生活道路※1においては、原則として30km/hとする

○ 生活道路以外の一般道路においては、道路の環境に応じて形式的に導き出される基準速度を基本とし、更に補正要因を加味して、おおむね30～60km/h※2の範囲で決定する

との一般的基準を通達によって都道府県警察に提示。

各都道府県警察においては、これを参考に、個々の道路について、具体的な規制速度を決定。

※1 生活道路：一般道路のうち、主として地域の住民の日常生活に利用される道路

※2 道路構造の水準が高い等の要件を満たす一部の道路においては70km/h以上も可能としている

（警察庁通達抜粋）

基準速度一覧表

区分	地域	車線数	中央分離	歩行者交通量	基準速度
1	市街地	2車線		多い	40km/h
2				少ない	50km/h
3		4車線以上	あり	多い	50km/h
4				少ない	60km/h
5			なし	多い	50km/h
6				少ない	50km/h
7	非市街地	2車線		多い	50km/h
8				少ない	60km/h
9		4車線以上	あり	多い	60km/h
10				少ない	60km/h
11			なし	多い	50km/h
12				少ない	60km/h

補正要因の例示

補正時の観点	基準速度を下方補正するケース	基準速度を上方補正するケース
安全性の確保	交通事故が多い 重大事故の発生割合が高い	交通事故が少ない 重大事故の発生割合が低い
生活環境の保全	人家、商店が多い 通学路である 大気汚染、騒音に配慮する必要がある	人家、商店が少ない 通学路でない
道路構造	歩道が設置されていない 視距が確保されていない 道路線形が悪い 路肩が確保されていない	歩道が設置されている 視距が確保されている 道路線形が良好である 路肩が確保されている
沿道状況	沿道出入口が多い 交差点間隔が短い	沿道出入口が少ない 交差点間隔が長い
交通特性	大型車混入率が高い 歩行者・自転車が多い 実勢速度が低い	大型車混入率が低い 歩行者・自転車が少なく 実勢速度が高い